

○経済産業省令第七十六号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

経済産業大臣 林 幹雄

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。
別表第三十三類の項下欄第一号を次のように改める。

一 泡盛 合成清酒 焼酎 白酒 清酒 直し みりん

附 則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。